

## 救命救急センターほかエレベータ保守点検業務特記仕様書

### 1 適用

本特記仕様書は、救命救急センターほかエレベータ保守点検業務に適用する。

本業務の実施は、本特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）（以下「仕様書等」という。）に基づいて行う。

なお、仕様書等に記載のない事項で業務の性質上実施が必要なものについては、その都度受注者と発注者で協議する。

### 2 業務の対象

本業務の対象については、以下のとおり。

#### (1) 救命救急センターエレベータ

所在地 延岡市新小路2丁目1番地10

仕様及び台数

- ・機種 日立製機械室レス大型寝台用エレベータ B-17A-2S60
- ・台数 1台
- ・規格 1150kg（17人乗り）60m/min
- ・停止階 4箇所（1～3階、PH階）
- ・運転方式 乗合全自動方式 インバーター制御
- ・付加仕様 停電時自動着床装置、P波・S波感知、リスタート機能付き  
同時通話式インターホン1箇所（1階ナースステーション）

#### (2) 6階建医師公舎エレベータ

所在地 延岡市愛宕町2丁目5番5号

仕様及び台数

- ・機種 日立製ロープ式インバーター制御エレベータ 9人6F600K  
VG07-R85-9-2S60
- ・台数 1台
- ・規格 60kg（9人乗り）60m/min
- ・停止階 6箇所（1～6階）
- ・運転の方式 乗合全自動方式 インバーター制御
- ・付加仕様 停電時自動着床装置  
壁埋込形インターホン2箇所（1、4階）  
初期微動感知地震時管制運転  
マルチビームドアセーフティ  
戸開走行保護装置  
カゴ内防犯カメラシステム

### 3 業務内容

- (1) 点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書令和5年度版」の内容に準じるものとする。

- (2) 昇降機の点検及び整備は、特に訓練された作業員及び専門の検査員に従事させ、P  
OG方式による点検を通常月2回行うこと。ただし、乙の負担により遠隔点検装置を  
設置する場合は、月2回の点検のうち1回を遠隔点検装置による点検とすることがで  
きる。
- (3) 年1回、設備全般の精密点検の結果を建築基準法施行規則第6条第3項に基づく昇  
降機の「定期点検成績表・点検表」により報告すること。  
※「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が正常なエレ  
ベータ運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベータ  
の運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。
- (4) 昇降機設備のオイル、グリスその他消耗品については、受託者の負担において取り  
替えること。点検の結果、消耗品以外の部品等の取替えを要する場合は、直ちに発注  
者に報告すること。
- (5) 昇降機に故障が発生した場合は、受注者自ら若しくは発注者からの要求に応じ、速  
やかに作業員を派遣し、迅速に復旧させること。また、常時専門技術者を待機させ、  
故障発生時に早急に適切な対応ができる体制を整備すること。
- (6) 昇降機が故障した場合に交換する修理部品には、昇降機製造メーカーが保証する部  
品を使用すること。
- (7) 定期点検の実施に当たっては、事前に実施予定日時、作業責任者及び停止作業の有  
無を連絡し、発注者の承認を得ること。なお、救命救急センターエレベータの停止作  
業については、原則として日没後に行うこと。
- (8) 点検実施後は、県立延岡病院事務部総務課にて「確認印」をもらうこと。